

平成26年第4回定例会

四 万 十 町 議 会 会 議 録

平 成 2 6 年 1 2 月 1 0 日（水曜日）

議 事 日 程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3 諸般の報告
- 第4 行政報告
- 第5 報告第21号 専決処分の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について）
- 第6 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度四万十町一般会計補正予算（第5号））
- 第7 議案第79号 町道路線の認定について
- 第8 議案第80号 字の区域及び名称変更について
- 第9 議案第81号 字の区域及び名称変更について
- 第10 議案第82号 四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第11 議案第83号 四万十町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 第12 議案第84号 四万十町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 第13 議案第85号 平成26年度四万十町一般会計補正予算（第6号）
- 第14 議案第86号 平成26年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第15 議案第87号 平成26年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第3号）
- 第16 議案第88号 平成26年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第2号）
- 第17 議案第89号 平成26年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 第18 議案第90号 平成26年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第19 議案第91号 平成26年度四万十町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

第20 議案第92号 平成26年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

第21 陳情

～～～～～～～～～～～～～～～～

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第21まで

～～～～～～～～～～～～～～～～

出席議員（20名）

1番	西原真衣君	2番	槇野章君
3番	田邊哲夫君	4番	岩井優之介君
5番	中屋康君	6番	津野吉得君
7番	山上利嗣君	8番	緒方正綱君
9番	橋本保君	10番	堀本伸一君
11番	林健三君	12番	山岡義正君
13番	吉村アツ子君	14番	下元真之君
15番	下元昇君	16番	橋本章央君
17番	酒井祥成君	18番	竹内常喜君
19番	岡峯久雄君	20番	宮地章一君

～～～～～～～～～～～～～～～～

欠席議員（0名）

～～～～～～～～～～～～～～～～

説明のため出席した者

町長	中尾博憲君	副町長	森武士君
会計管理者	左脇淳君	総務課長兼選挙管理委員会事務局長	樋口寛君
危機管理課長	野村和弘君	企画課長	敷地敬介君
農林水産課長	熊谷敏郎君	商工観光課長	植村有三君
税務課長	永尾一雄君	町民環境課長	山脇一生君
建設課長	佐竹一夫君	健康福祉課長	市川敏英君
上下水道課長	高橋一夫君	教育委員長	谷脇健司君
教育長	川上哲男君	教育次長兼学校教育課長	岡澄子君
生涯学習課長	宮地正人君	農業委員会会長	林幸一君

農業委員会事務局長	西谷久美君	代表監査委員	中岡全君
総務課財政班長	大元学君		

大正地域振興局

局長兼地域振興課長	下藤広美君	町民生活課長兼国保大正診療所事務長	永尾ゆみ君
-----------	-------	-------------------	-------

十和地域振興局

局長兼地域振興課長	仲治幸君	町民生活課長兼国保十和診療所事務長	林久志君
-----------	------	-------------------	------

~~~~~

事務局職員出席者

|        |      |    |       |
|--------|------|----|-------|
| 議会事務局長 | 田辺卓君 | 次長 | 武田枝里君 |
| 書記     | 吉村愛君 |    |       |

~~~~~

午前 9 時30分 開会

○議長（宮地章一君） 改めまして、皆さんおはようございます。

ただいまより平成26年第 4 回四万十町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、 3 番田邊哲夫君及び15番下元昇君を指名します。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第 2 会期決定の件を議題とします。

このことにつきましては、一昨日の12月 8 日に議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長岡峯久雄君。

○議会運営委員長（岡峯久雄君） おはようございます。

議会運営委員会より報告をいたします。

12月 8 日に議会運営委員会を開催し、平成26年第 4 回四万十町議会定例会の会期日程は本日12月10日から12月18日までの 9 日間と決定をいたしましたので、報告をいたします。

なお、会期日程についてはケーブルテレビで文字放送をしていますので、ご覧ください。

○議長（宮地章一君） 委員長の会期報告が終わりました。

委員長の会期報告は、本日の12月10日から12月18日までの 9 日間であります。

お諮りします。

平成26年第 4 回定例会の会期は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、平成26年第 4 回定例会の会期は、本日から12月18日までの 9 日間とすることに決定いたしました。

なお、会期中の会議予定などにつきましては、お手元に配付のとおりであります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第3 諸般の報告を行います。

地方自治法第199条第4項並びに同法同条第2項の規定による定期監査・行政監査の報告及び地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査報告があっております。事務局に保管しておりますので、適宜閲覧願います。

次に、会議規則第129条議員の派遣について、その結果を報告します。

平成26年10月19日、20日、大阪市で開催されました第3回ふるさと土佐交流会～高知県人会近畿連合会設立42周年記念～に議長、山岡議員、酒井議員、緒方議員が出席しました。

平成26年10月21日、22日、東京都で開催されました第81回町村議会広報研修会に堀本議員、槇野議員が出席しました。

平成26年10月25日、26日、岡山県高梁市で開催されました石の風ぐるま友好都市交流事業に副議長、堀本議員、中屋議員が出席しました。

平成26年10月29日、地域密着型特別養護老人ホーム大井川、グループホーム梅ノ木落成式典に議長、副議長、堀本議員、橋本章央議員、酒井議員、竹内議員、岡峯議員が出席しました。

平成26年10月30日、高知市で開催されましたトップセミナーに議長、副議長、山岡総務常任委員長、堀本教育民生常任委員長、林産業建設常任委員長、岩井広報広聴常任委員長、岡峯議会運営委員長が出席しました。

平成26年11月7日、高知市で開催されました第55回四国地区町村議会議長会研修会に議長ほか18名の議員が出席しました。

平成26年11月20日、四万十町戦没者追悼式に議長ほか15名の議員が出席しました。

平成26年11月23日、高知県立四万十高等学校創立60周年記念式典に議長、副議長、中屋議員が出席しました。

平成26年11月28日、29日、東京都台東区の隅田公園リバーサイドギャラリーで開催されました平成26年度四万十川展に議長、下元昇議員、竹内議員、林議員が出席しました。

議長会の件につきましてもお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第4 行政報告を行います。

町長より行政報告を行いたい旨の申し出があっております。

これを許可します。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 改めて、おはようございます。

議長の許可をいただきましたので、町長からの行政報告をさせていただきます。

本日、議員の皆様のご出席をいただき、平成26年12月町議会定例会が開催されますこと、厚く御礼を申し上げます。開会に当たりまして、先の9月議会定例会以降の主要な行政運営等に関しまして、ご報告を申し上げます。

まず、地域密着型特別養護老人ホーム大井川等の完成についてでございます。

全国に先駆けて長寿社会を迎えている本町におきまして、高齢者が高齢者を介護するという老々介護の課題はますます増加傾向にあります。また、家族形態の変化に伴い、家族そのものが在宅介護を支えきれない状況も見受けられるようになってきました。

このような中で、平成24年度から26年度の3か年間を計画期間とする、四万十町高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画で示されていた地域密着型特別養護老人ホーム29床と、認知症高齢者グループホーム18床の施設がこのほど十和地区大井川に完成をいたしました。また、付随する施設としてショートステイ10床と、15人対応のデイサービスセンターも県の許可により整備されたところであります。本施設は社会福祉法人高幡福祉会が国の補助を受け整備したもので、特養並びにグループホームは11月1日より受入れを開始し、デイサービス・ショートステイについては12月1日から事業の認可となっておるところでございます。現在特養には4名が入所しており、順次入所者が増加していくものと予想しております。今後の入所、利用状況の推移を見守っていきたいと考えております。

続いて、2016奥四万十博についてでございます。

この取組につきましては、高幡地域の5市町が主体となり、地域内の観光資源を活用して、多くの観光客にお越しいただくための様々な取組を進めていく広域での地域博覧会として、2016年4月10日から12月25日までの約9か月間において開催しようとするものであり、去る12月3日に開かれた奥四万十博推進協議会において実施計画等が決定されたところであります。

都会の人がこの地域を訪れ、自然や旬の味覚、さらに地元の人々に触れることで、いつの間にかリフレッシュされていることに気付いてもらう、そんなコンセプトを基に現在の観光資源を最大限に活用できるよう、地域住民や団体などの協力を得ながら地域をさらに磨き上げるとともに、一過性のイベントとして実施するのではなく、この博覧会をきっかけとして受入体制やおもてなし方法も身に付け、高幡広域圏における観光の推進と地域観

光をコーディネートできる人材や組織を育成するための手法の一つとしても、活用していきたいと考えています。

集客目標は、過去３年間の平均値に基づき、産直市・宿泊施設は10%増、観光施設・イベントについては20%増を目指すこととしています。

今後、博覧会の周知や推進体制の整備に向け準備を進めていくことになりますが、地域が一体となり新たな観光を生み出すきっかけとなる博覧会となるよう、議員各位並びに町民の皆様のご協力をよろしくお願いします。

続いて、地域再生・活性化支援に関する連携協力協定についてでございます。

去る12月８日、高知県下では７番目となる高知銀行との地域再生・活性化支援に関する連携・協力協定を締結いたしました。

協定の内容としましては、地場産品の販路開拓・販売促進を始め、農林水産業の６次産業化、起業・創業・企業誘致、エネルギー政策、観光政策など、合計９項目の連携・協力事項について、その取組ごとに協定を結ぶことなく、包括的に連携・協力して行うことにより、四万十町の経済振興等を図るものとなっています。

今後は、高知銀行の有している販路開拓、企業誘致など、様々なノウハウも提供していただきながら、包括的に連携を深め、あらゆる面から地域の活性化に取り組んでいきたいと考えております。

続いて、西ノ川地区ハウス取水問題の経過についてでございます。

９月議会定例会の一般質問に対して答弁いたしました過ち料の処分について、その後の経過を報告いたします。

まず、処分先である農事組合法人四万十Potの状況でございますが、当該法人は平成24年３月31日に解散を行い、現在、清算整理中ではありますが、清算人が死亡している状況となっておりますため、これらの状況を含めた対応を顧問弁護士と協議をし、平成26年10月28日付けで新たな清算人を選任し、変更登記を行うよう理事に依頼を行ったところでございます。この依頼により新たな清算人が選任され、平成26年11月４日に登記されたことから、平成26年11月21日付けで過ち料決定通知書により、過ち料113,300円を科した処分を通知いたしました。

現在、当該過ち料については納付が確認できておりますので、今回の過ち料処分をもちまして、町といたしましては本問題について、現在にでき得る範囲内の行政処分を終了したところであります。

続いて、地域自治区についてでございます。

私は、本年4月の四万十町長選挙への立候補に当たり、現段階での地域自治区の設置は凍結する旨の公約を掲げ、町長就任後には「来年4月1日からの地域自治区導入の是非について12月までに判断する」と述べてきたところであります。つきましては、今回、地域自治区に関する私の考え方について、町民の皆様にご報告させていただきます。

地域自治区の設置に向けた取組については、平成23年10月に四万十町地域自治区検討委員会が設置され、多数の会議を重ねた結果、平成25年8月には四万十町にふさわしい地域自治区制度の原案等について答申があったところであり、その後、町としては地域自治区に関するシンポジウムの開催、また、平成25年10月から各地域での住民説明会の開催、各地域審議会に対する条例案の諮問など、平成27年4月1日設置に向け可能な限りの取組を行ってきたところであり、私が町長に就任してからも窪川地域での地域自治区制度説明会を継続し、地域住民の皆様に制度の理解を深めるべく努力を行ってきたところであります。

しかしながら、住民説明会の出席者数が非常に少数であったことに加え、区長等の意見、住民の皆様の理解度、各地域審議会の意見などから総合的に検討した結果、導入する前にやるべき課題を解決する必要があると判断し、来年4月1日からの地域自治区の設置については時期尚早と考え、延期することといたしました。

地域自治区については、「役場が遠くなる」、「地域の独自性がなくなる」、「一律の政策がなじまない場合がある」などの懸念を解消するための解決策として、四万十町発足後に検討を行っていくことが合併協定書において確認がされております。

また、合併後の平成19年に策定された四万十町総合振興計画でも、新しいまちづくりの視点の一つとして、地域自治区の創設と自治基本条例の制定が掲げられており、平成22年12月には本町のまちづくりを進めていく上で、その基本軸となる条例として、四万十町まちづくり基本条例が制定され、この条例により住民・議会・行政それぞれの役割や責務、まちづくりの基本的な考え方を定め、行政主導ではなく、住民主体の協働のまちづくりを行っていくことを宣言し、これを実践するために地域内分権を推進していくこと、その仕組みとして地域自治区の設置を目指すことも定められているところであります。

私としては、この条例の考え方にに基づき町政を行っていくことは当然のことであり、本町のまちづくりの考え方である、住民が主体となった協働によるまちづくりを行っていくための仕組みとして、地域自治区制度は適した制度であると思っています。

しかしながら、現時点では地域自治区制度への理解がまだまだ不十分な状況にあり、地

域自治区制度を有効な制度として活用するためには、各分野で地域を引っ張る人材と多くの住民の方々の自治活動や、まちづくりに積極的に参加していただける住民意識の醸成が大きな課題であると考えております。

このことから、今後においては、まちづくり基本条例の理念を尊重しつつ、各分野での人材の育成、自治組織等の強化、集落担当職員の積極的な活用等、人づくりと住民の自治意識の醸成に全力を尽くしてまいりたいと考えております。

以上で行政報告を終わります。議員の皆様並びに町民の皆様の一層のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

○議長（宮地章一君） これで町長の行政報告を終わります。

これより議案を順次提案いたします。

日程第5 報告第21号を報告後、日程第6 承認第5号及び日程第7 議案第79号から日程第9 議案第81号までの3議案を上程説明・審議・採決後、日程第10 議案第82号から日程第20 議案第92号までの11議案は提案理由の説明のみとし、質疑・討論・採決は後日を予定しております。日程第21 陳情はそれぞれ所管の常任委員会に付託を予定しております。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第5 報告第21号専決処分の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について）、報告を行います。

提出者の報告を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 報告第21号専決処分の報告について、ご説明を申し上げます。

本報告は、志和地区津波対策避難経路・避難広場整備工事（1工区）に係る工事請負契約の一部を変更する契約を締結したものでございます。

変更内容といたしましては、本年度施工中の漁業集落環境整備事業の避難広場と、本工事の避難広場を階段で接続する計画であったものを、地域との協議によりスロープ形式の避難路に変更することといたしました。このため、来年度施工予定でありますスロープ形式の避難路整備と本工事の避難広場の接続工事を一体的に整備した後に、舗装工事を施工することといたしましたので、本年度における避難広場の舗装工事を中止することとしたものでございます。

この変更により工事費が152万6,040円の減額となったものでございまして、本工事の請

負契約の一部を変更する契約を締結することにつきまして、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮地章一君） これで提出者の報告を終わります。

田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） ただいま報告をいただきました志和地区での専決処分ですが、今、町長から話がありましたように、設計では階段で結ぶんだと。しかし今回、地元との協議によって152万6,000円余りを減額での報告であります。議会も現地にも行ったことありますが、一つは工事金額が、階段から避難路、いわゆる階段をどいて道という位置付けなんでしょうか。そこら辺の変更することによっての金額が、この152万円はあくまでも舗装だけの減額なのか。工事については一切金額に変更はないのかという点と、当然私自身は、計画の段階で地元との協議を重ねた結果、工事請負として提案されたものだと思っていたんですが、今、町長の報告の中で、工事やりよったら地元との協議の中でこうなったということのようですが、そもそも、やはり地元との協議を重ねた上で、本来は議会に提案すべきものではないかと思うところですが、その点について答弁をいただきたいというふうに思います。

○議長（宮地章一君） 建設課長佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） お答え申し上げます。

御存じのように志和地区の避難路、都市防災総合推進事業での避難路の当工事の専決処分ということですが、御存じのように、先行いたしました漁業集落環境整備事業いうのがありまして、それが旧想定 of 避難路でございますが、計画高12.5mという整備と、それとまた別に都市防災の総合推進事業で避難路整備をやっておりまして、それとの避難路が、これは旧志和小学校の裏手にある避難路で、後からやっております都市防災のほうは計画高が21mと、避難広場の標高。それで先行いたしました漁業集落の避難広場が12.5mと、約8.5mほどの差があるわけで、それとその避難広場と避難広場を結ぶ、当初設計では階段で連結しようという設計案でスタートしたわけですが、工事がずんずん進む中で地元の協議も重ねまして、階段ではなかなか苦しいと。高齢者、車椅子の方もおると。2次避難で上の高い避難広場に上がるときに階段はきついんじゃないだろうかというようないろんな話も出まして、一応スロープで結んではという話になりました。

ということで検討の結果、協議重ねた結果、スロープがえいということになりまして、

スロープの変更、来年度の施工になりますが、スロープで結ぼうかというので、階段工については、これも来年度施工予定でしたが、やめてスロープにしよう。ということで、スロープで結ぶために避難広場の一部に手戻工事が発生しますんで、スロープの工事をやったときに。その分で舗装工事を今仕上げておりますと、今年度舗装工事まで仕上げて都市防の避難広場は完成する予定でございましたが、どうしてもスロープの取付けの感じで舗装工事の手戻等がかなり出てきますんで、1年先延ばしして舗装も一緒に、避難路のスロープ工事と一緒に仕上げろうということの減額が152万6,040円ということになっております。当然この金額につきましては舗装工事だけの分の変更となっております。減額分となっております。

その計画性の話が、ご質問にありましたが、当然計画は階段で行われておりましたが、これも住民説明会の中ではこの階段の計画で一応了承は得られておりましたが、工事が進捗の中でちょっと変更が生じたと。再度の話し合いの中でまた変更が生じたのを変更したということで、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（宮地章一君） 田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） おおよその今の答弁で理解をしかけているわけですが。

要するに事業名が違う事業でやってたと。高さの想定が違って高くなったと。それで階段ではあまりにも急になりすぎるのでスロープ、いわゆる階段をなしにした道なげでしょうね、にしたということのような理解でいいのかなどなのか。併せて、幅員というのは、階段と今度のスロープの道というのは、幅員等は今変更せんという、なのか。併せて幅員どれくらいの計画での変更なのかについて答弁いただければありがたいなというふうに思います。

○議長（宮地章一君） 建設課長佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） 先ほどちょっと答弁させていただきましたが、結局、漁業集落のほうは旧想定で計画しておりましたので、12.5mに仕上がったと。それで今現在行っているのが、平成24年に国のほうが出されました津波の新想定の高さに対応しておりますんで、標高が21mなったと。それで、1次避難から2次避難、高いほう避難広場に上がるための、当初は当然階段で結んでおったわけです。それを今回スロープに変更ということで、工事自体は来年ということで、幅員につきましては3m、変わりはございません。

以上です。

(3 番田邊哲夫君「はい」と呼ぶ)

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第6 承認第5号専決処分の承認を求めることについて（平成26年度四万十町一般会計補正予算（第5号））についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 承認第5号専決処分の承認を求めることについて、ご説明を申し上げます。

本議案は特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分に付した、平成26年度四万十町一般会計補正予算（第5号）につきまして、同法同条第3項の定めるところによりご報告するとともに、議会の承認を求めるものでございます。

補正予算の内容についてでございますが、平成26年12月14日に執行されます、第47回衆議院議員総選挙及び第23回最高裁判所裁判官国民審査の執行経費といたしまして、第1表に記載のとおり、歳入歳出それぞれ2,480万円の追加計上を行ったものでございまして、これにより累計予算額は歳入歳出それぞれ147億3,710万円となっております。ご承認のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） それでは、承認第5号についてお伺いをしてみたいと思うわけですが、

選挙に伴う2,480万円の金額の中で、旧、合併前の掲示箇所の問題。これは、非常に掲示場所の数が合併以降、極端に減ってきました。それは、予算で国からそれだけの掲示、設置の金額が出てないということで減らしてきたのかどうなのか。その点が、大変国政選挙大事です。そういった中で、部落によっては1か所いうところもあったり、非常にこう町

民にとって候補者の顔が非常に見えにくい。特に高齢化の中で、車で移動する方はその集落で1か所あれば見えるでしょうが、車で移動できない方々にとってみれば、わざわざそこまで車椅子を押したり、乳母車押したりしていかな行けんというケースも出てこようかと私は思います。そういった意味で、なぜ、合併以降、本町全体の中で掲示箇所を少なくしたのか。予算上の問題なのか、そこら辺の答弁をいただきたいというふうに思います。

○議長（宮地章一君） 総務課長樋口寛君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（樋口寛君） お答え申し上げたいと思います。

今回のポスター掲示場の場所の数ですけれども、246か所に設置をしておるところでございます。これは法定設置数というのがございまして、それを、市町村の選挙管理委員会が数を減じて実際に設置するということができる規定になっておるところでございます。あらゆる選挙関係経費につきまして、選挙管理委員会では見直しも行っているところでありまして、従前の設置箇所そのものを、二つあるところを中間の位置に持ってきて十分に住民の方には周知できるとかいった、あらゆる箇所について見直しを行い、従前は非常に箇所数が多いということで、立候補される方の負担も大きいという意見などもありまして、住民の方の周知については影響のない範囲で箇所数を選定し、決定しておるということでございます。

○議長（宮地章一君） 田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） 今の答弁を聞いておって、非常にこう町民目線でないなと思うのは、今の総務課長の答弁の中で、立候補者にとって大変だと。これは全然論外。好きで出ますので、場所が増えろが、それは立候補者が貼るべき箇所であって、私が質問したのは、有権者にとってみて少ないのではないかという私の質問ながですね。

それが、その法定数が何か所かも答弁しませんでしたけれども、恐らくかなり減らしたのではないかなと私は思うわけですが、法定数、四万十町では何か所設置できるがでしょうか。

それと併せて、当然看板を立てるには委託をしまするので、増えれば金額も掛かるでしょうが、そういう問題ではなくて、有権者にとって顔の見える掲示板があったほうが関心も出てこようし、投票率も私は上がるのではないかなという私は観点で質問をしておりますし、併せてお願いをしておきたいのは、非常に今回も含めてですが、候補者のポスターの見える場所が、高い場所があるんですね。非常に貼るにも、それこそ貼る人が大変な高さに設置をしているところもあるわけですね。そこら辺のことも選管のほうで、十分、四

万十町の全域の中で、これは見にくいなというところも十分見ていただいて、今後そういった意味では改善をしてほしいということもお願いをしながら、なぜ減らさなきゃならんのか。私は知らしめる意味では多いほうがいいというふうに思いますが、予算も掛かりますので、予算オーバーするからなのか、その点も併せて再度、法定数の掲示箇所で何か所あるのかということです。

○議長（宮地章一君） 総務課長樋口寛君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（樋口寛君） お答えを申し上げます。

まず、ポスター掲示場の法定設置数ですけれども、431か所でごさいますて、その法定設置数からは185か所減じまして、先ほど答弁申し上げました246か所に定めておるところでございます。

減らす理由でございますけれども、今回のような国政選挙でありましたら、全額国の費用で賄うことができるわけですが、例えば、来春に控えております町議会議員選挙でありますとか、町で行わなければならない選挙と国政選挙でポスターの掲示場の設置場所が極端に異なるというようなことも、住民の皆様にとっては問題のあることだというふうに思いますので、やはりそういった町単独の選挙もにらんで、いろいろな、もちろん住民の方々に周知を図るのが一番ですけれども、その許される範囲内で経費節減も考えていくということで、そういった設置数にしておるところでございます。

それから設置場所に非常に貼りにくいぐらい高いところがあるとかいったご意見でございましたが、その点につきましては、設置は委託をしておるわけですが、当然選挙管理委員会のほうで確認しなければなりませんので、そういったところは十分に確認もし、今後に生かしていきたいというふうに考えております。

○議長（宮地章一君） 田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） 町長、町長からお答えないわけですが、町議選挙や町長選挙4年に一遍ですね。国政は非常に1年であつたり2年であつたり、任期は4年ですが、今回は2年ということでの選挙で、国政選挙は今総務課長から答弁あつたように、全額国からの選挙費用が出るわけですが、その金額が増えるからという視点ですね、町長。やはり町長選挙もとにかく4年に一遍ですよ。4年に一遍の中で、町民が広い面積の中で、恐らく地区外の人たちの顔さえ知らん人も、いっぱい有権者はおるわけですよ。せめて4年に一遍の町長選挙や町議選挙、やはりできるだけ、予算の限りもあるわけですが、広く知らしめて、選挙に行ってもらおうということが大事な私は町の任務ではないかなというふうに思い

ますし。

町長、じゃ、1か所掲示をするに委託料、掲示する部材を含めてどれくらい掛かるんですか。例えば100枚増やしてどれくらい町の予算に影響があるんでしょうかね。毎年じゃないですよ、4年に一遍ですよ、町議選挙、町長選挙、普通はですよ、国政は違いますが。そんな考え方で、本当に町民に対して情報公開含めて知らしめるやはり義務がある行政が、お金がとか、立候補者が大変だからと、これは理由にならんと私は思いますが、どうでしょうか。

○議長（宮地章一君） 総務課長樋口寛君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（樋口寛君） そういった選挙の啓発活動については議員さんのおっしゃるとおりであるというふうに思っております。

金額につきましては、今回のような、1枚の掲示場で済むような場合でしたら経費のほうもそんなに掛かるわけではありません。1か所当たり1万円程度の金額であろうと思います。ただ、有権者の方に候補者の方を知っていただくいろんな方法として、例えば議会のほうから提案もあって、選挙公報なども発行するようにいたしております。そういったあらゆる面から選挙啓発をしていく中でいろいろな検討を加えて、ポスターの掲示場についてはそういう形で決定をさせていただいております。そういうことでご理解をいただきたいと思います。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより承認第5号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第5号専決処分の承認を求めることについてを採決します。

この表決は起立により行います。

承認第5号を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立多数です。したがって、承認第5号専決処分の承認を求める

ことについて、これを承認することは可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第7 議案第79号町道路線の認定についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第79号町道路線の認定について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回町道として認定を行おうとする路線は、整理番号693、金上野初尾田線でございます。当路線は国道56号より分岐した路線で、路線の沿線に集会所及び住家が2戸存在し、地域の生活道として利用されていることから、町道に認定し、維持管理を行うものでございまして、当路線の町道認定につきましては、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第79号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第79号町道路線の認定についてを採決します。

議案第79号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第8 議案第80号字の区域及び名称変更について、日程第9 議案第81号字の区域及び名称変更について、以上、議案第80号から議案第81号までの2 議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第80号及び議案第81号の字の区域及び名称の変更について、提案理由のご説明を申し上げます。

まず議案第80号ですが、本議案につきましては、国土調査法に基づく地籍調査を実施したことにより、大字若井、大字天ノ川地区の字の区域及び名称の変更を行う必要が生じたものでございます。

次に議案第81号ですが、本議案は土地改良法に基づく四万十窪川地区県営中山間地域総合整備事業を実施したことにより、大字土居地区、大字神ノ西地区、大字窪川地区の字の区域及び名称の変更を行う必要が生じたものでございます。

以上、2件の字の区域及び名称の変更につきまして、地方自治法第260条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第80号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第80号字の区域及び名称変更についてを採決します。

議案第80号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

これより議案第81号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第81号字の区域及び名称変更についてを採決します。

議案第81号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午前10時19分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（宮地章一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第10 議案第82号四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第82号四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

高知県人事委員会は、職員の給与実態及び民間事業所における給与実態並びに生計費など、職員の給与等の決定に関連のある諸条件について調査研究を行い、平成26年10月14日、職員の給与について、所要の措置を講じるよう勧告したところでございます。

その主な内容は、民間のボーナスとの均衡を図るため、期末・勤勉手当を0.1月分引き上げること、月例給は、職員の給与が民間の給与を下回っていることが認められたが、その較差は極めて小さく、改定はしない、でございます。今回の条例改正は、この勧告に基づき、一般職の職員給与の支給月数の改定を行うべく所要の改正を行うものでございま

す。

主な改正内容は、一般職の職員の勤勉手当の改定でございます。まず、平成26年12月期の勤勉手当でございますが、支給割合を0.1月分引上げ、0.75月分に改定しようとするものでございます。

また、平成27年度以降の勤勉手当につきましては、6月期、12月期の支給割合をそれぞれ0.7月分に改定するものでございます。ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第82号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第82号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に、改めてこれを行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第11 議案第83号四万十町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第83号四万十町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行により、母子及び寡婦福祉法の一部が改正されたことに伴うものでございまして、本条例において引用する「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、また、配偶者のない男子について、改正後の法の表現に改めるものでございます。

なお助成内容につきましては、今回の改正による変更はございません。ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第83号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第83号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に、改めてこれを行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第12 議案第84号四万十町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第84号四万十町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、産科医療補償制度の見直しと併せて出産育児一時金の金額を改正するものでございます。

産科医療補償制度とは、制度に加入している分娩機関で産まれた乳児が、分娩に関連して重度脳性まひとなり、所定の要件を満たした場合に、乳児と家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、脳性まひ発症の原因分析を行い、同じような事例の再発防止に役立つ情報を提供する制度でございますが、本制度における掛金の額が平成27年1月1日より、1分娩当たり3万円から1万6,000円に見直すことが決定されました。この見直しに伴い、健康保険法施行令の改正が行われ、出産育児一時金の支給額が39万円から40万4,000円に改正されることとなっております。今回の条例改正はこの健康保険法施行令の改正を踏まえまして、国民健康保険における出産育児一時金の額についても同様の改正を行うものでございます。

なお、今回の改正による出産育児一時金の支給額の変更はございません。ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第84号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第84号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に、改めてこれを行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第13 議案第85号平成26年度四万十町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第85号平成26年度四万十町一般会計補正予算（第6号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、8月の台風災害に伴う災害復旧経費の追加や、各種事務事業の追加・見直しを始め、消費税率の引上げや、電気料金の値上げに伴う光熱水費等の見直しなど、早急に対応せざるを得ない経費についての予算措置となっております。

それでは、歳出予算の主な内容について順にご説明申し上げます。

初めに1款議会費でございますが、議員定数の減に伴い、議席の配置換えの必要が生じたため、議場レイアウト変更工事費として21万1,000円を計上するなど、議会費全体で115万7,000円の追加補正となっております。

続きまして、2款総務費でございますが、財産管理費では、本庁舎建設に伴い、面積要件により実施が義務付けられております特定建築物環境衛生管理委託業務につきまして、1月から3月までの3か月間分、計70万円を計上したほか、ふるさと支援寄付金の増額見込みや各種基金の預金利子見直し等に伴い、基金への積立金及び繰出金で、合わせて431万4,000円の追加計上を行っております。

また、企画費では、ふるさと納税推進事業におきまして、寄付件数の増加やご寄付いただいた皆様への返礼品としてお送りする特産品の見直しに伴い、購入費用に不足が見込まれたため、消耗品費に100万円の追加計上を行っております。

また、寄付件数の増加に伴い、歳入のふるさと支援寄付金につきましても増額が見込まれるため、寄付金に200万円を追加計上するとともに、同額を財産管理費の基金積立金に計上いたしております。

そのほか、昭和地区基幹集落センターの建設に伴う備品購入費として276万円、同じく、落成式実行委員会への補助金として68万5,000円を計上したほか、路線代替バス運行費補助金の不足分として1,227万4,000円を追加計上するなど、総務費全体で2,652万円の追加補正となっております。

続きまして、3款民生費でございますが、社会福祉総務費では、国民健康保険特別会計繰出金のルール分として1,458万8,000円を追加計上したほか、障害福祉費では、対象者数の増加に伴い、介護・訓練等給付費で1,107万5,000円、児童発達支援給付費で30万7,000円それぞれ追加計上いたしております。

また、身体障害者手帳の交付対象とならない難聴児の補聴器購入費用に対する助成金として、新たに4万7,000円を計上したほか、前年度実績に基づく給付費の確定に伴い、国・県支出金の過年度分返還金として1,162万2,000円を計上いたしております。

そのほか、児童措置費や公立保育所費では、途中入所による児童数の増加に伴い、所要額の見直しを行うとともに、公立保育所費では、町内の全公立保育所の室内照明を耐震性の蛍光灯に取り換えるための費用として331万9,000円を計上するなど、民生費全体で7,599万8,000円の追加補正となっております。

続きまして、4款衛生費でございますが、環境衛生費では、四万十川への農業濁水防止対策として、啓発パンフレットの印刷及び止水板の購入費として、合わせて324万円を計上したほか、合併浄化槽設置整備事業費補助金の不足分として、807万6,000円を追加計上いたしております。

また、清掃費では、8月の台風被害により発生をいたしました四万十川の漂着ごみ除去委託料として、新たに60万円を計上したほか、クリーンセンター銀河運営費では、燃料費や光熱費、修繕料等の不足分として、合わせて1,920万9,000円を追加計上するなど、衛生費全体で2,721万6,000円の追加補正となっております。

続きまして5款労働費でございますが、四万十町雇用創出事業の募集期間終了に伴い不用額が見込まれたため、補助金1,248万1,000円を減額するとともに、労働費全体についても同額の減額補正となっております。

続きまして6款農林水産業費でございますが、農業振興費では、本町と四万十市の共同

事業により整備し、貸付けを行っておりますアロエ製品加工場につきまして、8月の台風被害により修繕の必要が生じたため、本町の負担分として47万2,000円を計上したほか、集落営農法人の設立に向け必要となる共同利用機械等の整備に対し、集落営農・拠点ビジネス支援事業費補助金の不足分として414万5,000円を追加計上いたしております。

また、8月の台風災害対応分といたしましては、単独災害復旧事業補助金の不足分として450万円を計上するとともに、風倒木等の処理に対する国庫補助事業への上乗せ分として、四万十川流域豊かな森林保全整備事業補助金に38万円を追加計上いたしております。

そのほか、林業振興費では、高性能林業機械の導入に対する補助金として、森林整備推進事業補助金に1,023万円を追加計上するなど、農林水産業費全体で2,524万1,000円の追加補正となっております。

続きまして7款商工費でございますが、観光費では、町内観光施設におきまして、8月の台風被害により利用者数が大幅に減少したことや、施設の復旧に要する人件費の増加等に伴い指定管理料の追加が必要となったため、年度協定に基づく2施設分、合わせて182万7,000円を追加計上いたしております。

また、9月議会でいろいろとご意見いただきました四万十町磯釣り大会実行委員会への補助金につきましては、興津地域の活性化や地場産業の振興につながる事業を実施すべく、地域住民や観光協会らを交えて組織されました実行委員会となっており、そこで企画した磯釣り大会や交流活動を通じて、前段の目的とともに、海岸部の素晴らしさを再認識していただきたく、冬場における交流人口の拡大を図るための事業の補助金として新たに40万円を計上いたしております。

そのほか、公園費では、轟公園及びリバーパーク轟の樹木せん定等を行うため、管理委託料の追加分として90万2,000円を計上するなど、商工費全体で507万円の追加計上となっております。

続きまして8款土木費でございますが、道路維持費では、町道の維持補修工事費の追加分として1,470万円を計上したほか、道路新設改良費では、各路線の事業量及び計画等の見直しに伴い、事業費全体の見直しを行っております。

また、河川費では、がけ崩れ住家防災対策工事費の追加分として500万円を計上するとともに、住宅費では、木造住宅耐震改修事業の耐震診断委託料及び改修補助金と合わせて1,501万9,000円、北琴平第1団地新築工事の付帯工事及び見付第1団地造成工事の不足分で、合わせて345万1,000円をそれぞれ追加計上するなど、土木費全体で3,977万3,000円の

追加補正となっております。

続きまして9款消防費でございます。消防施設費では、翌年度に改修を予定しております、大正大奈路消防屯所の実施設計委託料として、新たに134万8,000円を計上したほか、旧影野消防屯所の解体工事費として129万1,000円を追加計上いたしております。

また、防災費では、興津地区津波避難タワーへの屋根設置事業として、実施設計委託料4塔分と設計工事費2塔分、合わせて1,072万9,000円、興津地区緊急ヘリポート整備工事費として1,000万円、志和地区の防災活動拠点施設整備及び津波避難路整備工事費として、合わせて500万円をそれぞれ計上いたしております。

また、県の補助事業により、家具転倒防止対策補助金として新たに10万円を計上するなど、消防費全体で2,623万7,000円の追加補正となっております。

続きまして10款教育費でございますが、中学校費では、翌年度に予定しております非構造部材耐震化工事の実施設計委託料として、新たに198万7,000円を計上したほか、保健体育費では、四万十川桜マラソンの開催に合わせて前夜祭の開催を計画しており、開催に要する経費のうち、参加料収入を除く50万円を実行委員会補助金として追加計上するなど、教育費全体で1,258万6,000円の追加補正となっております。

続きまして11款災害復旧費でございますが、農林施設災害復旧費におきまして、既決予算の見直しを行うとともに、公共土木施設災害復旧費では、単独災害復旧に係る工事費等につきまして追加計上を行うなど、災害復旧費全体で1,197万1,000円の追加補正となっております。

続きまして、12款公債費でございますが、当初予算編成後に実行いたしました町債の借入れ及び繰上償還につきまして、借入額及び利率等の実績を反映させるとともに、繰上償還に伴う影響額等についての見直しを行った結果、元金及び利子合わせて、1,548万8,000円の減額補正となっております。

このほか、職員等の人件費につきましては、病休・育休者の給与等について見直しを行うとともに、今回提案をいたしております一般職の職員の給与に関する条例の一部改正条例に伴う勤勉手当925万6,000円の追加や、不足が見込まれる時間外手当の追加など、各費目に見直し後の補正額をそれぞれ計上いたしております。一般会計全体で2,254万2,000円の追加補正となっております。

また、台風災害分につきましては、これまで三度にわたって予算措置を講じてまいりましたが、今回の補正予算では四万十川の漂着ごみ除去委託経費や、風倒木処理に対する国

庫補助上乗せ分といった新規事業を始め、単独災害復旧事業補助金の不足分や工事費の追加など、合わせて1,996万6,000円の追加補正となっております。

これにより一般会計における台風災害関連の累計予算額は7億2,214万円となり、特別会計を含めた累計予算総額は9億5,220万円となっております。

以上、歳出につきましてはただいまご説明申し上げたとおりでございますが、これを賄う歳入といたしましては、第1表の歳入に記載のとおりとなっており、国・県支出金や町債といった特定財源のほか、なお不足する財源につきましては、財政調整基金からの繰入金5,000万円と普通交付税の留保分5,482万7,000円に対応することとしており、補正後における普通交付税の留保額は1,003万3,000円となっております。

これによりまして、今回の補正額は歳入歳出それぞれ2億2,380万円の追加計上となっております。累計予算額は歳入歳出それぞれ149億6,090万円となっております。

最後に地方債の補正でございますが、防災関連事業に伴う緊急防災・減債事業債の追加や、合併特例事業債の変更を始め、第2表に記載のとおり、限度額の追加並びに変更を行うものでございます。

以上、よろしくご審議の上ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第85号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第85号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に、改めてこれを行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第14 議案第86号平成26年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、日程第15 議案第87号平成26年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第3号）、日程第16 議案第88号平成26年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第2号）、日程第17 議案第89号平成26年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）、日程第18 議案第90号平成26年度四万十町

介護保険事業特別会計補正予算（第２号）、以上、議案第86号から議案第90号までの５議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第86号から議案第90号までの各特別会計補正予算につきまして、一括して提案理由をご説明申し上げます。

まず、議案第86号平成26年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、保険給付費の増加見込みに伴う追加計上が主な歳出内容となっており、これを賄う歳入といたしましては、保険給付費の増額により国庫負担金、県支出金及び共同事業交付金を追加計上したほか、収支差額の調整といたしまして財政調整基金繰入金を追加計上するなど、所要の補正を行っております。

これにより、今回の補正額は第１表の歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ9,600万円の追加補正となり、累計予算額は28億2,300万円となっております。

なお、この補正予算につきましては去る12月１日、四万十町国民健康保険運営協議会に諮問し、適当である旨の答申をいただいておりますことを申し添えたいと思います。

続きまして、議案第87号平成26年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第３号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正の主な内容でございますが、歳出につきましては、職員人件費で97万8,000円を追加計上するとともに、医師住宅新築工事に伴うケーブルテレビ加入負担金として6万2,000円を新たに計上いたしております。

また、これを賄う歳入といたしましては、医師住宅新築工事における基準面積の変更に伴い、県補助金で279万6,000円を減額する一方、町債で470万円を追加計上したほか、諸収入の医師派遣収入で新たに490万円を計上した結果、一般会計繰入金で576万4,000円を減額いたしております。

これにより、今回の補正額は第１表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ104万円の追加補正となり、累計予算額は３億6,789万円となっております。

続きまして、議案第88号平成26年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第２号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正の主な内容でございますが、歳出につきましては臨時賃金で40万円、基金積

立金で714万2,000円をそれぞれ減額する一方、医業費では、胃カメラの修繕費として14万円を新たに計上いたしております。

また、歳入におきましては、診療収入を4月から8月までの実績により精査した結果、720万円を減額いたしております。

これにより、今回の補正額は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ720万円の減額補正となり、累計予算額は1億1,550万円となっております。

続きまして、議案第89号平成26年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、後期高齢者医療保険基盤安定負担金の決定に伴う歳入歳出予算の減額が主な補正内容となっております。

これにより、今回の補正額は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ560万円の減額補正となり、累計予算額は3億140万円となっております。

最後に、議案第90号平成26年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、本年度におけるこれまでの事業実績に基づきまして、必要額の再検討を行い計上いたしております。

歳出の主なものといたしましては、2款保険給付費の介護サービス等諸費について、見込みに伴う減額をいたしております。一方、介護予防サービス等諸費及び高額医療合算介護サービス費につきましては、見込みに伴う追加計上をいたしております。

なお、これを賄う歳入といたしましては、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりとなっております。これにより今回の補正額は歳入歳出それぞれ7,710万円の減額補正となり、累計予算額は26億5,590万円となっております。

以上、5件の補正予算につきまして、よろしくご審議の上ご決定を賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第86号から議案第90号までの5議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第86号から議案第90号までの5議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第19 議案第91号平成26年度四万十町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）、日程第20 議案第92号平成26年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第1号）、以上、議案第91号から議案第92号までの2議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第91号及び議案第92号の各特別会計補正予算につきまして、一括して提案理由をご説明申し上げます。

まず、議案第91号平成26年度四万十町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回の歳出予算の主な内容でございますが、総務管理費におきまして、人件費で48万3,000円を追加計上するなど、合わせて230万円の追加計上をいたしております。

次に建設改良事業費におきましては、既存車両において多大な修繕費用を必要とする故障が発生し、また、老朽化も著しいことから、公用車購入費として119万7,000円を計上いたしております。

なお、これを賄う歳入といたしましては、一般会計繰入金230万円を追加計上いたしております。

また、町債におきましては、簡易水道事業債と過疎対策事業債との組替えを行っております。

これにより今回の補正額は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ230万円の追加補正となり、累計予算額は11億204万円となっております。

続きまして議案第92号平成26年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の歳出予算の内容でございますが、総務管理費におきまして、人件費の見直しにより18万5,000円を追加計上いたしております。

なお、これを賄う歳入といたしましては、一般会計繰入金を追加計上いたしております。

これにより、今回の補正額は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ18万5,000円の追加補正となり、累計予算額は6,318万5,000円となっております。

以上、2件の補正予算につきまして、よろしくご審議の上ご決定を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第91号から議案第92号までの2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第91号から議案第92号までの2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第21 陳情を議題とします。

本日までに受理をしました陳情は、お手元に配付しております陳情文書表のとおりです。

会議規則第95条の規定により、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午前11時12分 散会